

滝沢市産業振興会議運営要領（案）

（趣旨）

第 1 この要領は、滝沢市産業振興条例（令和 3 年滝沢市条例第 3 号）第 1 7 条に規定する滝沢市産業振興会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第 2 会議の招集は、開催日の 2 週間前までに行うものとする。ただし、急を要するときは、この限りではない。

（参集）

第 3 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

2 委嘱された委員が会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができるものとする。

（会議の公開）

第 4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

（1）滝沢市行政情報公開条例（平成 9 年滝沢村条例第 8 号）第 9 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議等を行う場合。

（2）公開することにより審議会の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合。

2 公開又は非公開の決定は、委員からの意見を聴き、会長が決定するものとする。

（公開の方法等）

第 5 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（様式第 1 号）に記入しなければならない。

3 会長は必要と認めるときは、傍聴券（様式第 2 号）を発行することができる。

4 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

（傍聴人の心得）

第 6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（1）指定された出入口から出入しなければならない。

（2）傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。

（3）指定された席をみだりに離れてはならない。

- (4) 帽子、外とう、襟巻の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても会議の議席に入ってはならない。
- (7) 会議を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他会議の秩序をみだす行為をしてはならない。

(傍聴の禁止)

第7 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 兇器その他危険なものを所持している者
- (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(退場命令)

第8 会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9 会議終了後は、会議の経過概要及びその結果を記載した会議録を作成するものとする。

(会議録の縦覧)

第10 会議録は、会議の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(庶務)

第11 会議の庶務は、市産業振興担当課において処理する。

附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。

様式第2号(第5関係)

傍 聴 券	NO
第 回 滝沢市産業振興会議	
滝沢市産業振興会議会長	
令和 年 月 日限り有効	

傍 聴 券	NO
第 回 滝沢市産業振興会議	
滝沢市産業振興会議会長	
令和 年 月 日限り有効	

傍 聴 券	NO
第 回 滝沢市産業振興会議	
滝沢市産業振興会議会長	
令和 年 月 日限り有効	

滝沢市行政情報公開条例（抜粋）

（行政情報の公開をしないことができる場合）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該行政情報の公開をしないことができる。

- （1） 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により公開をすることができないとされている情報
- （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人でもその内容を知ることができるとされている情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開をすることが公益上必要であると認められるもの
- （3） 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開をすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、財産権その他正当な利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開をすることが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から人の財産又は生活を保護するために、公開をすることが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開をすることが公益上必要であると認められるもの
- （4） 個人又は法人等から、公開しないことを条件として任意に市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を損なうと認められるもの
- （5） 公開をすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

- (6) 市の機関と国、市以外の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれのあるもの及び主務大臣等から、法令の規定に基づき、公開しないように指示があったもの
- (7) 実施機関（市長及び上下水道事業管理者の権限を行う市長を除く。）並びに市の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営を確保するために当該合議制機関等の議事運営に関する規程又は議決によりその全部又は一部について公開をしない旨を定めているもの及び公開をすることにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがあると認められるもの
- (8) 市の機関又は国等の機関が行う事務に係る意思形成過程における審議、検討、協議、調査、研究等に関する情報であって、公開をすることにより、当該事務又は将来の同種の事務に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの
- (9) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、検査、監査、試験、入札、徴税、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務に関する情報であって、公開をすることにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する情報が記録された行政情報であっても、期間の経過により当該行政情報の公開を拒む理由がなくなったときは、当該行政情報を公開しなければならない。